

SAITAMA 社会貢献プロジェクトに関するQ & A

令和4年8月22日策定

令和5年7月31日更新

令和5年9月29日更新

令和7年4月1日更新

令和7年7月1日更新

令和8年7月1日更新

1 SAITAMA 社会貢献プロジェクトについて

Q1-1 このプロジェクトの目的は何ですか。

A1-1 企業・団体が取り組む社会貢献活動は、地域社会を支える大きな力となっています。地域課題の解決を図るためには、企業・団体の皆様の協力が欠かせません。

そこで県は、企業・団体の皆様の社会貢献活動を応援し、活動の深化・発展のお手伝いをする「SAITAMA 社会貢献プロジェクト」を実施することとしました。

具体的には、企業・団体の社会貢献活動を県のHPに掲載するとともに、優れた活動を行う企業・団体を知事が表彰します。

また、SNS等を通じ、地域の課題解決のためNPOやボランティア団体の交流の場を設けることで、企業・団体の社会貢献活動の更なる発展を支援します。

このプロジェクトを通じて、企業・団体・NPOなど様々な主体の連携・協力を進め、地域の活性化、地域課題の解決及び埼玉版SDGsの実現に繋げていきます。

Q1-2 このプロジェクトに参加するメリットはなんですか。

A1-2 県ホームページで社会貢献活動の内容を広く発信できるほか、プロジェクトのロゴマークを使用できます。社会貢献活動に前向きな企業としてイメージの向上が図れます。

また、プロジェクトにご参加いただくことで、実際に地域で活動しているNPOやボランティア団体等と交流でき、社会貢献活動を地域密着のより効果の高いものへと発展させるヒントが得られます。

Q1-3 プロジェクトに参加するにあたり費用はかかりますか。

Q1-3 費用はかかりません。

2 企業・団体について

Q2-1 どのような企業・団体がプロジェクトの対象となりますか。

A2-1 県内に事業所を有する企業・団体が対象となります。法人格は問いません。ただし、専ら社会貢献活動を行うことを目的とした団体（自治会、NPO 法人等）は対象外となります。また、個人や市町村等の公的団体も対象外となります。

Q2-2 学校法人や社会福祉法人等は対象となりますか。

A2-2 学校法人が教育事業とは関係のないボランティア活動に取り組む場合など、公益法人であっても、本来の公益事業とは異なる社会貢献を目的とした活動に取り組む場合は、このプロジェクトの対象となります。

Q2-3 NPO や自治会はなぜ対象にならないのですか。

A2-3 このプロジェクトは、自社の利益の追求にとどまらず本来業務ではない社会貢献に取り組む企業等の活動に着目した事業です。企業等の皆様の社会貢献活動がより深化・発展するよう県がお手伝いすることで、地域社会の活性化及び SDGs の実現に繋げていきたいと考えています。
このため、社会貢献活動を目的とする団体は対象外とさせていただきました。

Q2-4 支店や事業所ごとに社会貢献事業に取り組んでいますが、申込みは1団体当たり1つに限定されますか。

A2-4 本店に加え支社・支店・事業所ごとに申込むことが可能です。ただし、同一の社会貢献活動を重複して申込むことはできません。

3 社会貢献活動について

Q3-1 どのような活動が対象となりますか。

A3-1 基本的には、「埼玉県 SDGs パートナー登録制度」における「SDGs 達成に向けた県内企業等の基本的取組事項」の「⑤社会貢献・地域貢献」に該当する活動が対象です。

一般的に社会貢献活動とされる活動であれば、積極的に取り上げさせていただきたいと考えていますので疑義がある場合はご相談ください。

《参考：埼玉県 SDGs パートナー登録制度の⑤社会貢献・地域貢献》

【地域への配慮】 企業・団体等での活動等が地域に与える影響を把握し適切に対応している。

【社会貢献活動】 寄付、ボランティアなど社会貢献活動に積極的に取り組んでいる。

【地域資源】 地域資源（地場産）を積極的に利用（地消地産、地産外商）している。

Q3-2 対象とならない活動にはどのようなものがありますか。

A3-2 社会貢献活動であると判断できない活動は対象外です。対象外とする例は次のとおりです。

- ・女性の登用促進や福利厚生充実など対象が組織内部に限られる活動
- ・冠イベント、ネーミングライツなどで社会貢献に直接的に結びつかない活動
- ・専ら収益事業として行っている活動 など

Q3-3 県外で実施した活動、国外を対象とした活動は対象外ですか。

A3-3 社会貢献活動であれば、県外で実施した事業、海外での事業も対象となります。

Q3-4 将来継続するか不明な活動でも対象となりますか。周年事業など過去に実施した活動は対象となりますか。

A3-4 継続するか不明な活動や周年記念事業など単発の活動も対象とします。ただし、2年以上前に終了した活動は対象外とします。

Q3-5 自治体や慈善団体等への金銭の寄附も対象となりますか。

A3-5 社会貢献を目的とした事業への寄附であれば対象となります。

4 ホームページへの申込みについて

Q4-1 申込みはどのように行うのですか。

A4-1 所定の様式に必要な事項を記入の上、埼玉県 電子申請・届出サービスで申し込んでください。詳細は以下のページをご参照ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0302/syakaikouken_pt/youshiki.html

Q4-2 電子申請・届出サービスの使い方が分かりません。

A4-2 電子申請・届出サービスは、インターネットを利用して、自宅のパソコンやスマートフォンから原則として24時間、申請・届出をすることが可能なサービスです。

埼玉県ホームページに操作マニュアルなど、電子申請・届出サービスの利用に関する情報を掲載しています。以下のURLから御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0105/emado/index.html>

Q4-3 電子メールや郵送での申込みは可能ですか。

A4-3 申し訳ありませんが、申込みは電子申請・届出サービスのみとします。

Q4-4 様々な社会貢献活動に取り組んでいますが、一つの企業・団体が活動ごとに複数申込みことは可能ですか。

A4-4 活動ごとに複数回申込みことは出来ません。同一の企業・団体が申込みできるのは1回のみです。

Q4-5 複数の活動を記載することは可能ですか。

A4-5 可能です。

Q4-6 様式には字数の制限がありますが、書ききれない場合はどうすればよいですか。

A4-6 県ホームページの容量やレイアウトの都合上、字数制限を設けています。恐縮ですが、字数制限内での記載をお願いします。

なお、活動が多岐にわたり字数制限内で十分な説明ができない場合は、企業・団体の個別紹介ページからリンクし、別ページに表示することが可能ですので、様式に記載してください。

Q4-7 指定された字数より少なくてもよいですか。

A4-7 字数制限を越えなければ、短い文章でも問題ありません。

Q4-8 様式の他に用意しなければならないものはありますか。

A4-8 ご希望により、掲載企業・団体の一覧ページに使用する会社のロゴやキャラクター等、アイキャッチ画像をご用意ください。また、個別紹介ページには、建物外観など企業・団体を象徴する画像、活動の様子画像、メッセージを寄せる方の画像を掲載することができます。

Q4-9 画像は必ず用意しないといけませんか。用意できない場合はどうなりますか。

A4-9 画像の掲載を希望しない場合は添付不要です。その場合には、一覧ページはテキストでのリンク、個別紹介ページには SAITAMA 社会貢献プロジェクトロゴマークを掲載します。

Q4-10 活動の様子画像を4枚掲載可能とありますが、大きさや形式の指定はありますか。

A4-10 電子申請・届出サービスはアップロードできる容量の上限が20MBとなっていますので、全体で20MB以下となるようご配慮ください。なお、縦360×横480ピクセル以上の画像をご用意ください。

なお、ファイル形式はpng、jpeg、jpg、gifのいずれかでお送りください。

Q4-11 「⑥〇〇に聞く!～」の画像は、実際の顔写真である必要がありますか。

A4-11 顔写真である必要はありません。キャラクター等のイメージ画像など任意の画像で結構です。

5 ホームページへの掲載について

Q5-1 掲載される県ホームページの位置はどこですか。

A5-1 埼玉県共助社会づくり課内の特設ページ「SAITAMA 社会貢献プロジェクト」内に掲載します。掲載企業・団体の一覧ページと各企業・団体の個別紹介ページを作成し、一覧ページから個別紹介ページにリンクします。

- ・一覧ページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0302/syakaikouken_pt/ichiran.html

Q5-2 申込みからホームページ掲載までのスケジュールを教えてください。

A5-2 月末までに申込みがあったものについては、翌月中旬頃にホームページに掲載します。ただし、内容に疑義があった場合や、申込みが集中した場合には掲載が遅れる可能性があります。

Q5-3 ホームページに掲載される順番はどうなっていますか。

A5-3 一覧ページは、企業・団体名の 50 音順で掲載します。ただし、最新情報として、一覧ページの上部に直近の掲載企業・団体情報を掲載します。

Q5-4 県のホームページから企業・団体へのリンクを貼ることは可能ですか。リンク先を指定できますか。

Q5-4 一覧ページ及び企業・団体の個別紹介ページからリンクを貼ることが可能です。リンク先は企業・団体のトップページを原則としますが、活動を紹介するページとすることも可能です。

Q5-5 県のホームページに掲載される期間はいつまでですか。

A5-5 現時点では掲載期間の定めはありません。ただし、事業の終了や県ホームページの運営上の都合などにより掲載を打ち切る場合がありますのでご了承ください。

6 その他変更等の手続きについて

Q6-1 ホームページ掲載後、内容を修正することは可能ですか。

A6-1 指定の様式（様式第 3 号）に修正内容を記載のうえ、電子メールでお送りください。

Q6-2 既存の活動に加え、新たな活動に取り組んだ場合には、再度の申込みを可能とするなど、新規の活動を PR する場を設けていただけないですか。

A6-2 すでにホームページに掲載している活動に加え、新たな活動に取り組んだ場合には、400字程度取組内容を追記することが可能です。回数制限はございませんので、新たな活動に取り組んだ場合は、適宜追加することが可能です。

7 表彰について

Q7-1 表彰の対象となるのはどのような活動ですか。別途エントリーが必要ですか。

A7-1 表彰の対象となる活動は、「3 社会貢献活動について」を参照してください。また、表彰の申し込みに当たっては別途エントリーが必要になります。指定の期間内に応募申込書（様式第5号）をご提出ください。

Q7-2 表彰対象はどのような基準で選ばれるのですか。

A7-2 当該年度の応募申込書の提出があった企業・団体の社会貢献活動について、学識経験者や地域活動実践者で構成する第三者委員会に諮った上で決定します。

なお、審査の際は以下の点に着目し、第三者委員会が表彰対象を選定します。

- ・活動の地域への貢献性
- ・活動の有効性
- ・活動の発展性

Q7-3 表彰はいつどのような形で行われますか。

A7-3 2月上旬ごろ知事から表彰を行う予定です。

Q7-4 一度表彰から漏れるとその後に表彰されることはないのですか。新たな活動は対象とまらないのですか。

A7-4 その年は表彰されなくても、翌年度以降も表彰の対象となります。ただし、毎年、指定期間内に応募申込書の提出が必要となります。

8 SAITAMA 社会貢献プロジェクト公式 X (旧 Twitter) 「社会貢献つながるネット」について

Q8-1 社会貢献つながるネット (X (旧 Twitter)) はどのようなものですか。

A8-1 企業・団体の皆様の社会貢献活動に加え、地域で活躍するNPOの情報など社会貢献活動を推進するうえで参考となる情報を幅広く発信していきます。社会貢献つながるネットをフォローして、新たな活動の参考としてください。

なお、「SAITAMA 社会貢献プロジェクト」のホームページに掲載された活動については、順次、社会貢献つながるネットでも情報発信いたします。

Q8-2 社会貢献つながるネットに参加できるのはSAITAMA社会貢献プロジェクトに参加した企業・団体のみですか。また、プロジェクトに参加した企業・団体は必ずフォローする必要がありますか。

A8-2 社会貢献つながるネットはX（旧 Twitter）を使ったネットワークですので、通常のX（旧 Twitter）と同様、誰でも自由にフォローやリツイートができます。SAITAMA 社会貢献プロジェクトに参加された企業・団体のフォローも任意です。

Q8-3 社会貢献つながるネットではプロジェクト参加企業の情報をどのように発信するのですか。

A8-3 ホームページ掲載後、X（旧 Twitter）のアカウントをお教えいただければ県がフォローします。そのうえで、企業・団体の社会貢献活動に関するツイートを社会貢献つながるネットでリツイートします。

Q8-4 X（旧 Twitter）アカウントは企業の公式アカウントでないといけませんか。

A8-4 企業公式アカウントでなくても構いません。ご指定いただければ担当者の個人アカウント等でもフォローし、必要に応じリツイートします。

Q8-5 X（旧 Twitter）アカウントがありませんが、社会貢献つながるネットで情報発信することはできますか。

A8-5 ご連絡いただければ、県が代理で投稿（ツイート）することが可能です。詳細はご相談ください。

Q8-6 社会貢献つながるネットの運用方針、利用規約を教えてください。

A8-6 SNSの運用方針については「埼玉県社会貢献つながるネット ソーシャルメディア利用規約」に定めています。詳しくは「SAITAMA 社会貢献プロジェクト」ホームページに掲載されている利用規約をご確認ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0302/syakaikouken_pt/index.html

Q8-7 「社会貢献つながるネット」以外に自社・自団体の社会貢献活動を広く周知する方法はありますか。

A8-7 令和7年度より申込み手続き時に、県からの「メルマガの配信」希望欄を設けます。メルマガの配信を希望された企業・団体に対して、SAITAMA 社会貢献プロジェクト参加企業の取組を配信します。また、県共助課社会づくり課 Facebook「Saitama 共助 Style」による周知方法もあります。これらへの掲載希望はメールにより随時受付ております。積極的な活用をお願いします。

9 メルマガ配信について

Q9-1 メルマガ配信とはどのようなものですか。

A9-1 SAITAMA 社会貢献プロジェクト参加企業・団体や、ワークショップに参加した県内 NPO 等と、相互にイベント情報等を交換し合うことが出来るメルマガジンです。社会貢献活動に取り組む多様な主体の情報を知り、繋がりを作ることが出来ます。積極的な登録と活用をお願いします。

Q9-2 メルマガ配信への登録方法を教えてください。

A9-2 SAITAMA 社会貢献プロジェクト参加の申込みの際に、ホームページ掲載申込書（様式第1号）にて、配信を希望するに〇をしてください。また、メールでの配信希望も受け付けております。

①団体名 ②メールアドレス ③担当者名 ④電話番号 を埼玉県県民生活部共助社会づくり課 a2835-03@pref.saitama.lg.jp 宛メールでご連絡ください。

Q9-3 メルマガにイベント情報等を掲載する方法を教えてください。

A9-3 メルマガへの配信希望を頂いた際に、記載例を送付させていただきます。記載例を参考に Word 又はメール本文に配信案を作成いただき、埼玉県県民生活部共助社会づくり課 a2835-03@pref.saitama.lg.jp 宛メールでご連絡ください。

なお、イベント情報を配信する際は、配信までの校正や十分な周知期間を確保するために2週間前までに配信案の送付をお願いしております。

10 名称やロゴマークについて

Q10-1 ロゴマークは誰でも使うことができますか。

A10-1 ロゴマークを使用できるのは、「SAITAMA 社会貢献プロジェクト」のホームページに掲載されている企業・団体の皆様になります。ロゴマークを使用する際には、「SAITAMA 社会貢献プロジェクト」ホームページに掲載されている「ロゴマーク使用規程」をご確認の上、ご使用ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0302/syakaikouken_pt/index.html

Q10-2 ログマークを使用する場合、県への連絡や手続きが必要ですか。

A10-2 「SAITAMA 社会貢献プロジェクト」のホームページに掲載された企業・団体の皆様には、県からログマークのデータをお送りしますので、上記使用規程に則り、ご自由にお使いください。使用に当たって手続等は不要です。

11 埼玉県 SDGs パートナー制度との関係について

Q11-1 埼玉県 SDGs パートナー企業は、このプロジェクトに必ず参加しなくてはならないですか。

A11-1 埼玉県 SDGs パートナーの皆様には是非ご参加いただきたいですが、義務ではなく、あくまで任意です。参加しなくても埼玉県 SDGs パートナー制度には一切影響ありません。

Q11-2 埼玉県 SDGs パートナー制度に参加していない場合でも、このプロジェクトに参加できますか。

A11-2 埼玉県 SDGs パートナーに登録されていなくても社会貢献活動に取り組まれていればプロジェクトに申込みことが可能です。